

大阪大学外国語学部総務委員会規程

平成 19 年 9 月 13 日

制 定

最近改正 平 25. 3. 7

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪大学外国語学部教授会（以下「教授会」という。）規程第8条第3項の規定に基づき、外国語学部総務委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期計画及び年度計画に関する事項
- (2) 概算要求等に関する事項
- (3) 広報に関する企画及び立案に関する事項
- (4) 地域連携事業に関する事項
- (5) 環境及び施設整備に関する事項
- (6) 非常勤講師の委嘱に係る資格審査に関する事項
- (7) その他外国語学部の運営に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各区分から外国語学部長が指名する教員各1名で組織する。

区分	学科目
1	中国語、朝鮮語、モンゴル語
2	インドネシア語、フィリピン語、タイ語、ベトナム語、ビルマ語
3	ヒンディー語、ウルドゥー語
4	アラビア語、ペルシア語、トルコ語、スワヒリ語
5	ロシア語、ハンガリー語、ドイツ語
6	デンマーク語、スウェーデン語
7	英語
8	フランス語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語
9	日本語

2 前項の規定にかかわらず、外国語学部長が必要と認めたときは、前項に規定する者以外の者を委員会の構成員に加えることができる。

(任期)

第4条 前条第1項に規定する委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項に規定する委員の任期は、その都度定める。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。ただし、議決に加えることはできない。

(専門委員会、小委員会等)

第8条 委員会は、その審議事項に関する専門の事項を調査審議させるため、必要に応じ、委員会に専門委員会、小委員会等を設置することができる。

2 前項の規定により設置された専門委員会、小委員会等は、その調査審議の結果を委員会に報告するものとする。

3 前項に定めるもののほか、専門委員会、小委員会等に関し必要な事項は、委員会が定める。

(報告)

第9条 委員会は、その審議の結果を教授会に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、言語文化研究科・外国語学部事務部箕面事務室庶務係において総括し、及び処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるものほか、委員会の運営に関し必要な事項は、
委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の後最初に任命される第3条第1項に規定する委員の任期は、
第4条の規定にかかわらず、半数の者にあっては平成21年3月31日までとし、
他の半数の者にあっては平成22年3月31日までとする。

附 則

- 1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行の際現に委員会の委員である者の任期は、改正後の第4条の
規定にかかわらず、同日における従前の任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。